

一般社団法人沖縄県警備業協会定款

施行 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 6 月 26 日
改正 平成 28 年 5 月 30 日
改正 平成 30 年 5 月 22 日
改正 令和 6 年 6 月 7 日
改正 令和 8 年 6 月 3 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人沖縄県警備業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を、沖縄県那覇市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、警備業務の実施の適正を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する指導及び調査研究
- (2) 法令等の規定に基づく研修等の受託事業
- (3) 警備員及び警備員指導教育責任者等警備業務に従事し、又はしようとする者に対する教育訓練並びに研修
- (4) 警備業務に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (6) 機関誌の発行その他広報啓発活動
- (7) 警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究並びにこれら資機材等及び警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (8) 関係行政機関等の行う地域安全、防災及び事故防止活動等に対する協力、支援活動
- (9) 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力及び支援活動
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(全警協への加入)

第 5 条 本会は、第 3 条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次に掲げる要件のすべてを満たした個人又は法人

(ア) 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から、警備業法第4条に規定する認定を受け、又は当該公安委員会に同法第9条に規定する届出を提出している者

(イ) 第3条及び第5条に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は法人で本会に入会した者

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、書面をもって入会の申込みを行い、理事会の承認を得る。

2 前項のほか、入会の手続等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 前条第1項の規定により入会が認められた者は、遅滞なく入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。

3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により、会員から臨時に会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第6条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。

(3) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき。

(4) 6か月以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかった場合で、かつ、理事会の承認を得たとき。

(5) 除名されたとき。

- 2 会員は、前項により資格を喪失した場合であっても、在会中の前条第 1 項に規定する会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、いつでも退会することができる。退会しようとする者は、書面をもって退会の届出を行うものとする。

- 2 前項のほか、退会の手続き等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、一般法人法に定める手続等に従い、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議により除名することができるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

- 2 前項の会員の除名に当たっては、理事会において審議し、その結果を総会に付議する。

- 3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えることができる。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が、資格を喪失し又は除名された場合であっても、資格喪失又除名前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 総会

(種別)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第 15 条 総会は、一般法人法第 35 条第 2 項に規定するところにより、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の金額

- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) その他総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由について書面をもって示し、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、正会員に対し、開催の日の 2 週間前までに、開催の日時及び場所並びに総会の審議事項及びその内容を、書面をもって通知して行う。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長又は総会に出席した正会員の中から選出された者が議長を務める。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 総会の議事は、会議に出席した正会員の議決権の過半数をもって決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(書面決議等)

第 21 条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって決議し、又は総会に出席する他の正会員若しくは会長を代理人として議決権の行使を委任することができるものとする。

2 前項の代理決議を行う場合は、委任状を提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する書面決議をし、又は代理決議のための委任状を提出した正会員については、総会の出席者とみなし、議決権の数に算入する。

(議事録作成等)

第 22 条 総会の議事については、議事録を作成し議長及び出席者を代表する 2 名以上の者が署名押印したうえ、総会の日から 10 年間本会事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役員等

(役員の種類別)

第 23 条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 14 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 前項第 1 号の理事の中に、次の各号に掲げる役職を設ける。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名以内

(3) 専務理事 1 名

3 前項第 1 号の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項第 3 号の専務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会において選任するものとし、副会長は、会長が理事会の承認を得て指名又は解職しなければならない。

3 監事は、本会の理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第 25 条 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに、その執行状況を理事会に報告する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、本会の業務を執行するとともに、その執行の状況を理事会に報告する。

4 理事は、一般法人法及びこの定款に規定するところにより、職務を執行す

る。

- 5 監事は、一般法人法の定めるところにより、理事の会務の執行を監査する職務を行う。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとし、再任することができる。ただし、任期途中で選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 役員は、任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでの間は、従前の職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 役員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、総会の決議により解任することができる。

- (1) 自己又は自己の属する法人が会員を除名されたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、役員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

- 2 前項の役員解任にあたっては、理事会において審議し、その結果を総会総会に付議する。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、顧問及び相談役を置くことができるものとする。

- 2 顧問は、有職者及び本会に功労があった者のうちから、相談役は、警備業について高度な知識及び経験のある者のうちから理事会の推薦によって、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員等の報酬及び費用の支弁)

第29条 役員、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の対価をいう。）を支給することができる。

- 2 常勤の役員報酬、常勤役員以外の役員、顧問及び相談役が職務を行うために要する経費等については、総会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(設置)

第30条 本会に、理事会を置く。

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督
- (2) 理事にその決定を委任することができない一般法人法第 90 条第 4 項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定
- (3) 会員及び賛助会員の入会の承認
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 総会に付議すべき事項の決定
- (6) 会長及び専務理事の選任並びに副会長の指名の承認及び解職
- (7) 一般法人法及びこの定款に規定する事項その他会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上開催する。

2 理事会は、前項に掲げる場合のほか、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集するものとし、会長が欠けた場合又は会長に事故ある場合においては、副会長及び専務理事の合議をもって招集する理事を定めるものとする。

2 理事会を招集する場合は、役員に対し、開催の日の一週間前までに、開催の日時及び場所並びに理事会の審議事項及びその内容を、書面をもって通知する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、これによらないことができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長は、副会長を指定し、議長を委ねることができる。

3 会長に事故ある場合は、副会長が議長を務め又は理事の互選により議長を定めるものとする。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の議事は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

2 前項の決議が可否同数となった場合は、再審議の上、1 回に限り再決議することができるものとし、再決議においても可否同数となった場合は、否決

されたものとする。

- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁氣的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録の作成)

- 第 38 条 理事会を開催した場合は、議事録を作成し、出席した会長又は議長及び監事が署名又は記名押印した上で、理事会開催の日から 10 年間、事務所に備え置くものとする。

第 6 章 委員会

(設置等)

- 第 39 条 理事会は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める場合にあっては、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

- 第 40 条 本会に、事務局を置き、事務を処理するために必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服務等について必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 会計等

(事業年度)

- 第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (事業計画及び収支予算)

- 第 42 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得る。
- 2 当該年度の予算が成立する日までの間にあっては、前年度の予算を基準に暫定的に執行することができるものとし、その収支は、新たに成立した予算の執行とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 か月以内に会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得る。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書

2 前項の承認を得た書類については、定時総会の承認を得る。

3 第 1 項各号に掲げる書類及び監査報告を、本会事務所に定時総会の日々の 2 週間前から 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を本会事務所に備え置く。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 本定款は、総会において、総正会員の議決権 3 分の 2 以上にあたる多数の決議により、変更することができる。

(解散等)

第 45 条 本会は、一般法人法第 148 条各号に掲げる事由が生じた場合に、解散するものとする。

2 本会が前項の解散をした場合にあっては、その時に本会が保有する残余財産を、総会において、出席した正会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 雑則

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(その他)

第 47 条 本定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、島袋善雄とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は、仲宗根盛光とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は令和 6 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は令和 8 年 6 月 3 日から施行する。